

「ビワイチサイクルサポートステーション」設置要領

（設置の目的）

第1条 自転車による琵琶湖一周「ビワイチ」などにより、滋賀・琵琶湖を訪れる旅行者等との地域交流の拠点となり、トイレやスポーツバイクに対応した空気ポンプ、自転車用工具の貸し出しをはじめとしたサービスや、情報提供などの「おもてなし」を提供する施設を「ビワイチサイクルサポートステーション」として設置促進し、観光消費の増、地域の活性化につなげる。

（対象）

第2条 滋賀県の象徴であり日本一の大きさを誇る琵琶湖の周りを、周辺の自然や歴史、観光地等を楽しみながら、滋賀県をまるごと満喫できるサイクリングコースである「ぐるっとびわ湖サイクリングルート」および、県内各地を楽しんでいただける場所に、サイクリスト等へ様々な機能を提供することができ、県内外のサイクリストや観光客へ向けての情報発信へ積極的にいただける施設や事業所等で、以下に該当しないこと。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 特定の政党若しくは宗教団体支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 滋賀県の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 滋賀県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（登録要件）

第3条 登録の要件は、以下の通りとする。

【全施設共通】

- (1) のぼり等により、「ビワイチサイクルサポートステーション」であることを明示すること。
- (2) 駐輪スペースを確保すること（ただし、サイクルラック設置は任意）。
- (3) サイクリスト等へのトイレを無償で使用させること。
- (4) サイクリスト等の要望に応じて、スポーツバイクに対応した空気入れ、自転車用工具を貸し出すこと。
- (5) サイクリスト等に対して気軽に話しかけることなどにより、受入れの雰囲気づくりに努めるとともに、県内の観光情報や走行等の安全に関する情報の提供に協力すること。
- (6) 利用状況やご意見等について当協議会へ年1回報告できること（メールまたは郵送）。

【さらに多機能を提供できる施設】

給水や休憩所（ベンチ等）等のサービスを提供できる場合は、別添登録用紙にてチェック・記載のこと。

(登録料)

第4条 登録料は無料とする。

(登録施設の資材および講座の実施について)

第5条 登録施設の資材および講座の実施については、以下の通りとする。

(1)「ビワイチサイクルサポートステーション」のシンボル資材について

- ①登録施設は、サイクルサポートステーションのシンボル(のぼり、ポール、注水台)や空気入れ、自転車用工具などの資材を良好な状態で管理すること。
- ②登録施設は、第3条に記載のある施設登録に必要な資材、あるいは①により管理したうえで、経年劣化等により、更新が必要な資材を希望する場合は、協議会に申し出ること。資材にかかる費用については、協議会が別に定める。

(2)「ビワイチサイクルサポートステーション」向け『サイクリストおもてなし講座』の実施について
協議会は、「ビワイチサイクルサポートステーション」の登録施設向けに、サイクリストやそのニーズ等への理解、関係者との情報収集などを通じて「おもてなし力」を向上いただくための講座を実施することとし、受講した施設には受講証を交付する。

- ①開催日時、場所は、協議会のホームページへの掲載や、メール送付等の方法により告知する。
- ②受講・認定手数料は有料とする。ビワイチサイクルサポートステーションの登録に向け意欲があり、視察を目的とした受講者等については受講・認定手数料を免除し、認定証は交付しない。
- ③協議会は、受講施設を『おもてなし講座を受講した施設』として認定し、受講当該年度を有効期限とする受講・認定証を発行する。

(その他)

第6条 登録施設は、協議会がサイクリストや自転車観光客向けに発行するWEBページ、アプリ等での施設情報の提供に同意すること。

- 2 登録施設は、ウォーキングやランニングなどにより「ビワイチ」を楽しむ客に対してもトイレなどの機能の一部提供や、交流が図れるよう配慮すること。
- 3 登録施設が、第3条および同条第1項・第2項を遵守されていないと協議会が判断した場合は、登録を解除することがある。
- 4 登録施設は、やむを得ない事情によりサポートステーション登録の辞退を申し出る場合は、協議会に対して書面等により解除を申し出るとともに、配布を受けた機材等を返却すること。
- 5 登録施設は、協議会が提供した資材器材を本来の趣旨に反して使用していたことが判明した場合は、協議会へ返却すること。
- 6 登録施設において事故・トラブルが生じた場合、各施設において解決すること。

(申込方法)

第7条 応募にあたっては別添の応募用紙に必要事項を記載し、持参、郵便、メール、FAX等の方法で下記に提出すること。

＜提出先＞滋賀プラス・サイクル推進協議会 ツーリズムWG事務局
(事務局) 滋賀県 観光振興局 ビワイチ推進室

(住 所) 〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
(電 話) 077-528-3746
(F A X) 077-528-4877
(メー ル) biwaichi@pref.shiga.lg.jp

付 則

この要領は、平成28年8月5日から施行する。

この要領は、平成29年8月24日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。